

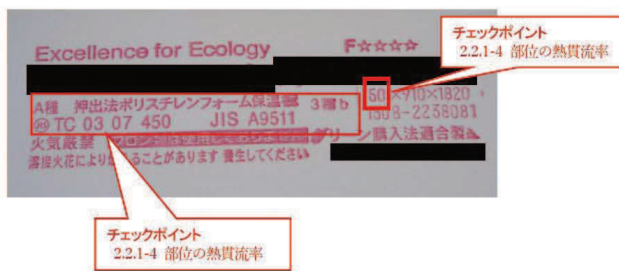
外皮（開口部以外）の確認方法

(標準計算)2-9

- ・工事施工者から提出される**施工記録書（施工写真を含む。以下同じ。）**や**納入伝票等**により、使用される材料等が設計図書等に定める仕様及び施工方法に適合していることを確認します。
- ・必要に応じ、材料の初期納入時に立会い、使用材料が指定材料であることを製品・納品書・カタログ等に記載された認証マークにより確認し、工事施工者から提出される施工写真等や、施工状況の立会い確認等を行います。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	適用ルート、監理範囲等	設計図書等（求積図等の床面積）に係る書類確認
材料納入時	材質、厚さ等	—
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認、施工記録書等に係る書類確認

断熱材の確認の例：熱貫流率計算書との整合確認を行います



1) 面積比率による部位熱貫流率

仕様番号	部分名	一般部	熱橋部
外壁1	熱伝導率 W/(m・K)	0.830	0.170
熱伝導率 R _{0i}	厚さ d [m]	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105	0.875
ガラスアルミHG16-36	0.036	0.105	2.917
構造用合板	0.160	0.012	0.975
熱伝導率 R _{0e}	—	—	0.110
熱貫流率 U _R =Σ(d _i /λ _i)	—	—	3.212
熱貫流率 U _n =1/ΣR	—	—	0.311
平均熱貫流率 U _{av} =Σ(a _n ・U _n)	—	—	0.404

137

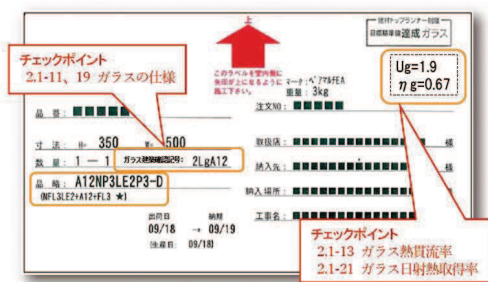
外皮（開口部）の確認方法

(標準計算)2-15

- ・工事施工者から提出される**納入伝票等**により、使用される開口部が設計図書等に記載する、開口部の熱性能を求める方法に応じた仕様等に適合していることを確認します。
- ・ガラスに関しては、**ガラス建築確認記号**や**ガラスの熱性能等を記載したラベル**が、ガラス面に直接貼り付けられている場合もあるため、**完了検査を受けるまで当該ラベルを残しておくことが望ましい。**

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	適用ルート等	設計図書等に係る書類確認(開口部の熱性能を求める方法など)
材料納入時	材質、寸法、仕様等	目視に係る立会い確認、納入伝票等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視・計測に係る立会い確認

開口部の納入仕様書の例：外皮計算に用いた仕様との整合確認を行います



外開口部開口部2021年版 (兼 製品保証及び納入明細書) Aシート

項目	内容
納入先	株式会社 OOサン事務所
納入品名	株式会社 OOサン製 AA窓ガラス
数量	13-0000

仕様の詳細	計算値	仕様値	備考
ガラス熱貫流率 U _g	1.9	1.9	一致
ガラス日射熱取得率 η _g	0.67	0.67	一致

138

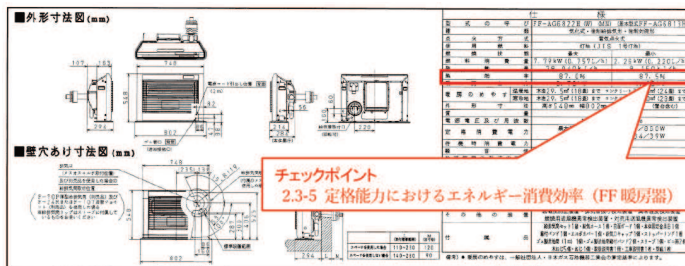
設備（暖冷房）の確認方法

(標準計算)2-21

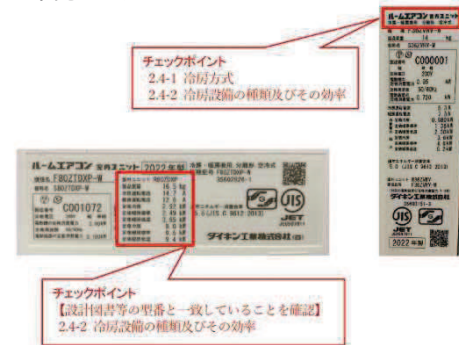
- ・工事施工者から提出される**暖冷房設備機器の納入仕様書等**により、設置される暖房設備機器が設計図書等に記載する種類、型番等に適合していること又は必要な性能を有していることを確認します。
- ・なお、設計図書で竣工後に入居者が暖房設備を設置すると記載されている場合、完了検査時点で暖房設備が設置されていないことを確認することとなるため、注意する必要があります。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	暖房設備の種類等	設計図書等に係る書類確認（対象となる暖房設備の確認）
材料納入時	機器種類、能力等	納入伝票等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認

FF暖房機の例：Webプログラムに効率を入力して評価している場合は、機器の効率を確認します



エアコンの例：設計図書等の種類と効率を確認します



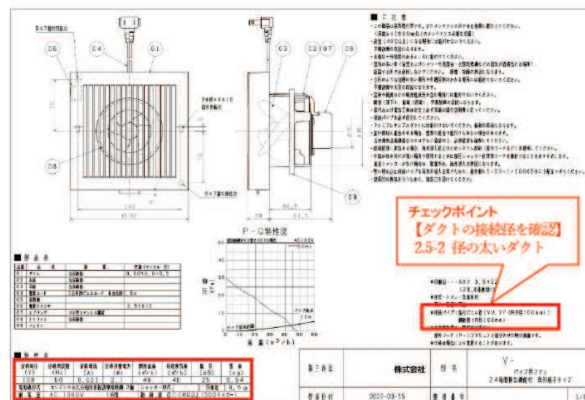
設備（換気）の確認方法

(標準計算)2-25

- ・工事施工者から提出される**換気設備機器の納入仕様書等**により、設置される換気設備機器が設計図書等に記載する仕様等に適合していることを確認します。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	換気設備の種類等	設計図書等に係る書類確認（対象となる換気設備の確認）
材料納入時	機器種類、仕様等	目視に係る立会い確認、納入伝票等に係る書類確認
施工後	施工状況等	

換気設備（24時間換気設備）の納入仕様書の例
設計図書等に記載してある、能力、電動機の仕様、ダクトの径を評価している場合はその径を確認します。



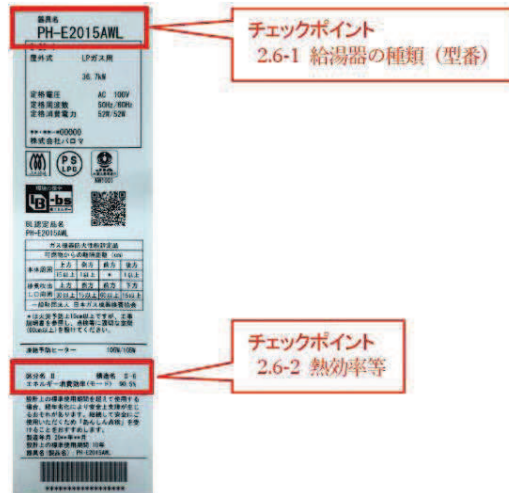
設備（給湯機）の確認方法

(標準計算)2-29

- 工事施工者から提出される給湯器の納入仕様書等により、設置される給湯器が設計図書等に記載する仕様等に適合していることを確認します。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	給湯器の種類等	設計図書等に係る書類確認（対象となる給湯設備の確認）
材料納入時	給湯器種類、熱効率等	目視に係る立会い確認、納入仕様書等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認

エコジョーズの納入仕様書の例：
給湯器の種類、熱源機の種類、Webプログラムで
効率を評価している場合はその値を確認します。



設備（照明）の確認方法

(標準計算)2-31

- 電球等の部分が隠蔽されている照明設備については工事施工者から提出される照明設備機器の納入仕様書等により、設置される照明設備機器が設計図書等に記載する仕様等に適合していることを確認します。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の設置の有無等	設計図書等に係る書類確認（対象となる照明設備の確認）
材料納入時	照明器具の種類	目視に係る立会い確認、納入仕様書等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認

人感センサーの例：
Webプログラムで人感センサーを評価している場合はその仕様を確認します。



設備（太陽光発電設備）の確認方法

(標準計算)2-32

・目視や納入仕様書等により確認により行い、パワーコンディショナの品番、太陽電池アレイの仕様などについては工事施工者から提出される納入仕様書等により確認し、太陽光パネルの設置状況に関しては目視、施工図等により設計図書等に適合していることを確認します。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	太陽光発電設備の設置の有無	設計図書等に係る書類確認（計算対象となる太陽光発電設備の有無）
材料納入時	パワーコンディショナの品番、太陽電池アレイの仕様など	目視に係る立会い確認、納入仕様書等に係る書類確認
施工後	太陽電池パネルの施工状況等	目視に係る立会い確認

パワーコンディショナの仕様書の例



143

完了検査

【適判を受ける場合】完了検査申請時に必要な図書等

- 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）
- 当初の省エネ適判に要した図書（設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等）

以下に該当する場合はその図書

大臣認定を取得している場合	当初の大臣認定に要した図書
性能向上計画認定を取得している場合	当初の性能向上計画認定に要した図書（複数建築物の認定の場合、完了検査の対象となる申請建築物の図書のみで可。）
低炭素認定を受けている場合	当初の低炭素認定申請に要した図書

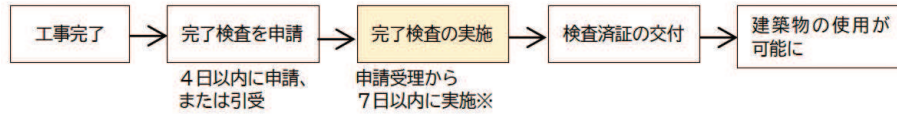
- 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

144

完了検査

工事完了の段階で、建築主事または指定確認検査機関の完了検査を受ける必要があります。

- ・建築主事の場合：工事が完了した日から、4日以内に申請
- ・指定確認検査機関の場合：工事が完了した日から、4日以内に申請を引受があります。



※建築主事の場合。指定確認検査機関による完了検査は、工事完了日または完了検査申請受理日のいずれか遅い方から7日以内に実施されます。

省エネ基準は建築基準関係規定であるため、省エネ基準への適合についても、完了検査の対象となります。

建築基準法施行規則第4条第1項

完了検査申請書	規則 別記第19号様式
	当初の建築確認及び計画変更確認に要した図書及び書類 (全て同じ機関で建築確認を受けた場合添付不要)【第1号】
	都市緑地法43条1項の認定(緑化率規制を受ける場合の工事完了猶予)を受ける場合、認定書の写し【第3号】
	エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(法適合の内容に応じた添付書類)【第4号】
	軽微な変更説明書(直前の確認済証交付以降に生じた軽微な変更について作成)【第5号】
	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類【第6号】
	委任状(代理人※による検査の申請を行う場合)【第7号】

※ 代理人は、建築士(建築士法第2条)または行政書士(行政書士法第1条の3)に限ります。

完了検査

(標準計算)2-38

完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書(省エネ基準工事監理報告書)を添付する必要があります。

右は参考様式です。

なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

確認方法

- A: 目視による立会確認
- B: 計測等による立会い確認
- C: 施工計画書等・試験成績書等による確認